

三郷出張所だより

出張所だよりは江戸川河川事務所のホームページ
<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa> に掲載しています。

国土交通省関東地方整備局
 江戸川河川事務所
 三郷出張所 発行
 電話 048(952)7015
 2015年10月【第25号】

河川区域内の生育樹木についても、しっかり維持管理しています。

①川裏樹木の伐採作業（中川左岸20.0km付近（三郷市戸ヶ崎地先））

伐採前



伐採後



②川表樹木の伐採作業（中川左岸25.8km付近（三郷市天神一丁目地先））

伐採前



伐採後



③橋梁付近の樹木伐採作業（三郷放水路大膳橋付近（三郷市新和二丁目地先））

伐採前



伐採後



（裏面につづく）

河川の維持管理のうち、地域の方々からのご要望を受けて実施する作業としましては、堤防の除草・集草作業や不法投棄ゴミ並びに漂着ゴミなどの回収作業があります。

一方で、最近頻繁にいただくご要望としまして、河川区域内に自生している樹木の伐採依頼があります。

河川区域内の樹木については、誰かが勝手に植えたものが大きく生育したもの、はたまた種子が洪水で流れてきたり、風に乗って飛んできたりして発芽・生育したものなど、その起源は定かではありませんが、長い年月を経て、大きく生育した樹木が数多く見られます。

これまでも、地域の方々のご協力のもと、落ち葉拾いや枝打ちなど、樹木の面倒をいろいろと見ていただきましたが、作業の厳しさも手伝って、最近の伐採依頼となっているような感じがします。

ですが、大きく生育した樹木は、地域の環境の一部として溶け込んでしまっているところもあるため、三郷出張所としましては、樹木の伐採の前にお知らせ看板を設置し、地域の方に周知・確認（承認）いただいたあと、伐採作業を行っています。（表面写真①）

中川の川側に自生している樹木については、川の正常な流れを阻害するばかりでなく、夏季には蜂の巣の温床にもなりかねないため、適宜伐採作業を行っています。（表面写真②）

三郷放水路では、放水路を横架する橋のもとに生えている樹木が影響して、「見通しが効かない。」「交通事故を起こしかねない。」との指摘を受けたことから、交通安全上、このような場所につきましても、率先して伐採作業を行っています。（表面写真③）

今後も河川区域内に自生する樹木に関しまして、伐採等の依頼がございましたら、お気軽に三郷出張所までご連絡ください。（三郷出張所連絡先：048-952-7015）

江戸川における簡易代執行を実施しました。

平成27年10月1日(木)に、三郷市早稲田地先（江戸川右岸27.3km付近）の江戸川において、所有者不明の船舶1隻の簡易代執行（撤去作業）を実施しました。

撤去した船舶については、三郷出張所の敷地内に6ヶ月間仮置きし、その間に所有者が現れない場合には、廃棄処分となる予定です。



※作業前の状態



※全長は約11~12m（40フィートクラス）



☆ あとがき ☆

9月に関東地方を襲った「関東・東北豪雨」では、鬼怒川の決壊で、茨城県常総市では大きな被害が生じました。

江戸川河川事務所が所管する中川や綾瀬川でも、一部地点で「氾濫危険水位」を超えました。

「天災は忘れた頃にやってくる。」この言葉とともに、防災意識について、いまいちど考えてみてください。

江戸川河川事務所
携帯版ホームページ

<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/m/index.htm>

